

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 4 日

各障がい者（児）福祉施設等を運営する法人代表者 様

島根県健康福祉部障がい福祉課長
(指導給付・サービス育成係)

障がい者（児）福祉施設等における事故等報告について（通知）

障がい者（児）福祉施設等において利用者の生命に係わる重大事故や人権侵害につながる事象が生じた場合において、再発又は被害拡大の防止及び適正な事業運営の確保を図るため、これまでも「障がい者（児）福祉施設等における事故等報告について」に基づき、報告をいただいているところですが、運営指導等において報告されていないケースも散見されたため、改めて下記の内容にご留意の上、適切にご報告いただきますようお願いいたします。

記

1 報告対象事業所等

- (1) 障害福祉サービス事業所
- (2) 障害者支援施設
- (3) 障害児通所支援事業所
- (4) 障害児入所施設
- (5) 障害者（児）相談支援事業所

2 報告を求める事故等の基準

- (1) 死亡又は重症（傷病の程度が3週間以上の入院を要するもの）事故
- (2) 利用者の行方不明
- (3) サービスの提供による利用者の人身事故（通院加療を要しない程度の軽微なものを除き、行動障がい等を有する者に対する注意義務を尽くさなかったことに起因して他の利用者に傷害を与えた場合を含む。）
- (4) 食中毒や火災など利用者の安全確保に重大な影響のあるもの
- (5) 犯罪のおそれ、又は虐待、体罰、不法な身体拘束等重大な人権侵害のおそれがあるもの

(6) その他基準省令違反の疑いのあるもの

3 報告内容

別紙様式例のとおり（様式例に準拠していれば任意様式可とします）。

（様式例は、障がい福祉課ホームページに掲載）

4 報告先

（1）障害児入所施設を除く事業所等については、市町村及び県障がい福祉課。

（2）障害児入所施設については、児童相談所及び県障がい福祉課。

5 報告時期

事案発生後、可能な限り速やかに報告をお願いします。

ただし、内容によっては、事案発生直後に事実概要を電話により速報し、事案終結後確定報告を行って下さい。

6 その他

報告のあった事案については、プライバシーに配慮のうえ、個人及び施設情報を秘匿したうえで、再発防止に資する観点から公表する場合があります。

[島根県：事故等の報告について（トップ / 医療・福祉 / 福祉 / 障がい者福祉 / 事業者向け / 障害福祉サービス事業者等）](#)

指導給付・サービス育成係

TEL 0852-22-6898・5239

FAX 0852-22-6687